

# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/  
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

## 第3弾！！ 2015年3月末解雇阻止の闘い継続中！！

### 9.9 非正規職差別・女性差別撤廃全国集会

9月9日「保育の家庭への押しつけ・市場化反対！ 野田政権による消費増税・社会保障解体と闘おう！」と題して「非正規職差別・女性差別撤廃全国集会」が開かれた。この集会は、非正規職差別・女性差別の撤廃に取り組む団体が、男女労働者の全国的・横断的な団結をつくりだそうとおこなわれている全国集会だ。非正規労働者が全労働者の35.2%と増えつづけ、その7割は女性という日本社会にあって、労働運動と女性解放運動が結合した活動は重要なのだ。



9.9 集会後のデモの様子

ちびくろ保育園をつくった田中英雄さんは「『近代』を問う保育園造りと『くらし』のあり方」というテーマで講演した。芝生の上で遊ぶこともなくなり、道路からも追い出されている「今」の子どもたち、そして保育の現状を話してくれた。

特別報告では、小嶋悦子さんが「『軍隊慰安婦問題』の抹殺を許さない」と題して問題提起をおこなった。

### おかしいものはおかしい！—職場報告



この日は、某アーティストの復活ライブがあり、万博公園に5万人のファンが集結していた。そんなファンにも負けないよう石橋はライブTシャツを着て報告をした。「よお、聴いてや？」との想いを込めて、大学の対応・発言をじっくり聞いてもらった。

龍大の嶋田ミカさんは「ホームレス博士」という言葉で現状を報告した。博士号を取得したからと言ってバラ色の人生があるわけではないことを改めて感じた。続いて、あばけんの在里政枝さんからも職場報告があった。有休を取ったら、指導と称する“いじめ”—ミンチ肉を挽く機械に手を入れさせられた—を受けたこと、団体交渉で雇用保険への加入を勝ち取ったのもつかの間、「名ばかり別会社」を作るなどの手段で解雇されたことなどを話した。阪大の言動や態度もひどいと感じていたが、民間企業はこんなにもえげつないものかと、憤りを感じた。しかし、そんな中でも「おかしいことはおかしい」と声を上げ、「パートの一分」の気概で闘う、との力強い発言にわれわれも力をもらった。

### 非正規労働者の談話室

長期非常勤の声：特例職員じゃなく、非常勤職員で働き続けたいんだけど...

あきらめないで、非常勤職員同士つながって、継続雇用を勝ち取ろう！

◆◆10月18日(木)・11月15日(木)・12月13日(木) いずれも午後6時～9時

豊中市立千里公民館(豊中市千里文化センターコラボ内)北大阪急行またはモノレール・千里中央駅下車

## 9.10 「労農連帯」の赤旗があがる中、全国の仲間とともに闘ったぞ！

前日の集会に結集した仲間と、阪大本部前で2015年3月末解雇問題に対する3回目の抗議行動をおこなった。われわれは、2015年3月末解雇問題については「平行線だから団体交渉しない」という大学に抗議し、9月14日に予定している団交で議題とするよう要求した。

まずは、景気付けのシュプレヒコール。玄関前に出てきた大学の職員は開口一番「(いきなり来られて)迷惑だ」と発言した。われわれの切実な訴えである抗議行動に対して適切な発言だろうか。30人ほどの支援者たちからの発言に「誤解されている」とか「解雇じゃない」などと、団体交渉と同じく「実のない言葉」を繰り返した。そのやりとりは、抗議文の内容そのものだった。誰もが「おかしい」と思うことなのだ。またもや大学は、30名ほどの職員にこの集会を「静聴」させていた。



その後、生協横芝生へ降りて集会をおこなった。あばけん神戸の在里さん、北海道で北大人骨事件も闘っている改憲阻止！労働者・市民行動、出稼ぎしなくてもよい農業をめざす山形の農産加工研、東京の全関東単一労働組合、そしてオスプレイ沖縄配備と闘う労働者共闘・労働運動活動者評議会からアピールをもらった。その中でも、山形で加工研をされている3人の女性が「労農連帯」の旗を掲げ、農地解放を訴えた。われわれの闘いは労働者同士だけのつながりに留まるものではないのだと、新鮮にこの言葉を受け止めた。

## 岡えば勝つんだ！ 岡山ゆうメイト最高裁にて高裁逆転勝利判決を勝ち取る！

非常勤職員のみなさん。大変うれしいニュースが飛び込んできました。

9月14日、昨年2月17日の広島高裁の郵政期間雇用社員雇止め裁判逆転勝利判決が最高裁において確定しました。ゆうメイトの闘いは全国で粘り強く闘われてきましたが、郵政ユニオン岡山支部の萩原和也さんが勝利を勝ち取ったのです。

萩原さんは2002年から6年間、岡山中央郵便局（郵便事業会社岡山支店）で公社時代から何ら変わらずに働いてきました。ところが、2008年3月交通事故（4回）を理由に解雇されたのでした。萩原さんの勤務実態は変則8時間勤務（午前8時～12時、夜勤17時30分～21時30分）で、午前の仕事が超勤になれば会社の休憩室で待機、夜勤の超勤になれば、午前12時すぎて帰宅という無茶苦茶な労働実態でした。萩原さんは会社が都合よく使っておきながら、交通事故を理由に解雇することを認めれば、全国のゆうメイトのためにもよくないと考え、解雇撤回の闘いに立ち上がったのでした。

判決要旨は、①相当年数雇用関係の更新を重ねてきた期間雇用職員らにとって、被控訴人（郵便事業会社）発足後半年を経過せず1回の更新がなされていない時期においても、契約更新の期待は極めて強い。②就業規則10条1項は雇用契約更新の可否について規定するが、その特に但し書きの内容に照らしても、期間雇用職員らにおいて、更新が不相当でない限り、更新されるべきものとの期待を有するのは当然である。③期間雇用職員は公社及び被控訴人の業務にとって常時必要不可欠な存在であり、しかもその任用ないし、雇用継続は強く期待されていたとすることができる。④交通事故について、勤務体系から、疲労やストレスが蓄積し、そのため注意力や集中力を欠く状態に陥っていたと考えられ、事故の原因を私のみには帰することはできず、会社の業務執行や管理体制にもその一因がある。⑤本件雇止めは、合理的理由を欠き社会通念上相当とはいえないものであって、解雇権濫用の法理により、これを無効とし、雇用関係の継続を認めるべきである、です。

この判決内容は、私たち非常勤職員を大変勇気づけるものです。私たちもゆうメイトの闘いに続き、継続雇用を勝ち取りましょう。(Web 伝送便より)

